

令和7年度 西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画策定支援業務委託
仕様書

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、令和7年度から2年かけて西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画を策定するため、西別湿原ヤチカンバ群落保護対策検討委員会（以下「委員会」）資料作成等の運営補助を行うとともに、西別湿原に係る水文調査やエゾシカ調査等の緊急調査を実施する。

第2条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後でも、瑕疵が発見された場合には、速やかに対策を講じるものとする。これに要する経費は受注者の負担とする。

第3条 成果品の帰属及び管理

成果品は、全て発注者に帰属するものとし、第三者に発注者の許可なく公表してはならない。

第4条 納期

履行期限は、令和8年3月24日までとし、遵守すること。なお、期限内であっても業務のうち完成したものについては提出を求める場合がある。

第5条 その他

現地調査にあたっての土地の立ち入りは、地権者をはじめとする地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう十分心がけなければならない。

第2章 業務内容

第6条 計画準備

本業務を実施するにあたり、既存資料、関係法令等を十分に把握した上で、実施方針、業務工程等について検討し、業務計画書を作成する。

第7条 計画範囲

西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画の計画範囲は別紙図のとおりとする。

第8条 委員会資料作成及び委員会出席

保存活用計画策定に資する委員会で使用する資料作成を行う。委員会の回数は、対面開催1回、WEB開催2回の合計3回を想定し、3回とも出席するとともに、委員会開催後は、速やかに速記録を作成して提出する。

第9条 水文調査・検討

1 現地踏査

西別湿原及びその周辺の地下水データ等の既存資料について、発注者より貸与を受けた上で、西別湿原及びその周辺の現地踏査を行い、水文環境や水源等に関する状況を把握する。

2 調査結果とりまとめ・考察

既往資料結果及び現地踏査結果等を整理し、西別湿原及びその周辺の水文環境について検討して、今後の西別湿原の維持状況等について考察する。

第10条 エゾシカ調査・検討

1 現地調査

西別湿原及びその周辺において現地調査を行い、エゾシカ生息状況等について把握する。現地調査は2回を想定する。また、無人撮影カメラを1か月以上設置して、エゾシカの生息状況等について補完する。

2 調査結果とりまとめ・考察

現地調査結果等から、西別湿原及びその周辺におけるエゾシカ生息状況等について整理し、ヤチカンバに対する環境保全対策について検討する。

第11条 成果品

業務の成果をとりまとめ、報告書を作成して3部提出するとともに、デジタルデータを光学ディスクに保存して提出する。

第3章 その他

第12条 打合せ及び協議の方法

打合せ・協議は、3回以上を想定し、対面、WEBのいずれでも可とする。また、初回及び最終回の打合せ・協議には、管理技術者が出席する。また、本仕様書に記されていない案件が生じた場合、または疑義が生じた場合はその都度、担当者と協議すること。

第13条 令和8年度の業務内容

令和8年度の業務内容は次のとおり予定している。

- (1) 委員会運営支援～3回（うち2回はWeb会議）開催する委員会の資料を作成し、委員会に出席する。委員会開催後は速やかに速記録を作成して提出する。
- (2) 明渠対策のための調査～国天然記念物指定地周辺にある明渠を調査し、湿原保存のための対応策案を提示する。
- (3) 見学者対応整備のための調査～西別湿原ヤチカンバ群落を見学できるように各種便益施設（看板・木道・駐車場など）を整備するための調査を行い、整備案を提示する。なお、整備に必要な指定地周辺の土地は公有地化が可能であるものとする。また、整備は教育的活用を主眼とし、多くの観光客を見込んだ過剰な整備計画にならないようにすること。

第14条 保存活用計画の章節構成

策定する保存活用計画の現時点での章節構成案は別紙のとおりである。



計画範囲	国指定範囲

0	112.5	1:8,000
225		

450 m

西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画章節構成案

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

- 1-1 計画策定に至る経緯
- 1-2 計画策定の目的
- 1-3 計画の対象地域
- 1-4 上位計画との関係
- 1-5 計画策定体制
 - 1-5-1 委員会の設置と体制
 - 1-5-2 計画策定までの経過

第2章 西別湿原ヤチカンバ群落の位置と環境

- 2-1 別海町の概要と指定地の位置
 - 2-1-1 別海町の位置と自然環境
 - 2-1-2 別海町の気候
 - 2-1-3 別海町の人口と産業
 - 2-1-4 別海町の歴史
 - 2-1-5 指定地の位置とヤチカンバの自生地

第3章 西別湿原ヤチカンバ群落の概要

- 3-1 ヤチカンバと西別湿原の概要
 - 3-1-1 ヤチカンバの概要
 - 3-1-2 西別湿原の成立と変遷
- 3-2 西別湿原ヤチカンバ群落の概要
 - 3-2-1 ヤチカンバ発見の経緯
 - 3-2-2 別海町文化財保護条例に基づく指定
 - 3-2-3 町指定文化財指定範囲の拡大
 - 3-2-4 北海道文化財保護条例に基づく指定
 - 3-2-5 指定地外にあるヤチカンバ自生地の調査と町有地化
 - 3-2-6 ヤチカンバ自生地への牛の侵入
 - 3-2-7 文化財保護法に基づく指定
 - 3-2-7 指定範囲及び地積
 - 3-2-8 西別湿原ヤチカンバ群落に関する調査研究

第4章 西別湿原ヤチカンバ群落を構成する諸要素の整理

- 4-1 地域区分

- 4-2 西別湿原ヤチカンバ群落周辺を含めた地域区分のゾーニング
- 4-3 西別湿原ヤチカンバ群落の保存のためのエリア区分と対策
- 4-4 構成要素の特定
 - 4-4-1 天然記念物の本質的価値を構成する諸要素
 - 4-4-2 天然記念物の本質的価値を構成する諸要素に準じる諸要素
 - 4-4-3 天然記念物の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
 - 4-4-3-1 天然記念物の保存活用状有効な諸要素
 - 4-4-3-2 天然記念物の保存活用状調整が必要な諸要素
 - 4-4-4 天然記念物の周辺地域を構成する諸要素
 - 4-4-4-1 天然記念物の保存活用状有効な諸要素
 - 4-4-4-2 天然記念物の保存活用状調整が必要な諸要素

第5章 現状と課題

- 5-1 保存管理に係る現状と課題
 - 5-1-1 湿原を巡る問題
 - 5-1-2 ヤチカンバ雑種問題
 - 5-1-3 獣類侵入問題
- 5-2 活用に係る現状と課題
 - 5-2-1 学習の場としての活用と情報発信・普及啓発
 - 5-2-2 観光資源としての活用
- 5-3 整備に係る現状と課題
 - 5-3-1 サインの整備
 - 5-3-2 見学のための施設整備
- 5-4 運営体制に係る現状と課題
 - 5-4-1 組織体制について
 - 5-4-2 関係機関との連携について
- 5-5 構成要素別の現状と課題の整理

第6章 保存活用計画の基本方針

第7章 保存管理計画

- 7-1 保存管理の方向性
- 7-2 保存管理の方法
 - 7-2-1 湿原乾燥化対策
 - 7-2-2 ヤチカンバ雑種対策
 - 7-2-3 獣類侵入対策

- 7-2-4 ヤチカンバの生育環境の整備
- 7-2-5 調査研究
- 7-3 現状変更などの取扱方針及び取扱基準
 - 7-3-1 現状変更などの取扱方針
 - 7-3-2 現状変更などに関する取扱基準
- 7-4 その他関連法令
 - 7-4-1 森林法
 - 7-4-2 農地法
- 7-5 追加指定の方針
- 7-6 構成要素別の保存管理の整理

第8章 活用・整備計画

- 8-1 活用計画
 - 8-1-1 活用の方向性
 - 8-1-2 活用の方法
- 8-2 整備計画
 - 8-2-1 整備の方向性
 - 8-2-2 整備の方法
- 8-3 構成要素別の活用・整備の整理

第9章 運営体制

- 9-1 運営体制の方向性
- 9-2 運営体制の方法
- 9-3 計画の進行管理
 - 9-3-1 施策の実施計画
 - 9-3-2 施策の進行管理
- 9-4 計画の期間